

国民健康保険被保険者証更新のお知らせ

有効期間が平成24年10月1日から平成25年9月30日までの新しい国民健康保険被保険者証を9月中旬から簡易書留で送付します。

有効期限が平成24年9月30日までの被保険者証は10月1日以降使用できませんのでご注意ください。

また、有効期限の切れた被保険者証は、市民課（総合窓口）・ふれあいセ

ンター久喜・中央公民館・東公民館・西公民館・中央図書館・中央保健センター・各総合支所に備え付けられた回収箱へ返却してください。

問合せ 国民健康保険課係（内線3455）／各総合支所市民課（菖蒲・内線122／栗橋・内線215／鷺宮・内線127）

防犯灯・道路照明灯の点検を実施します

市では、埼玉県電気工事工業組合と防犯灯・道路照明灯の無料点検について協定書を締結しました。

この協定に基づき、同組合員（電気工事業者）が、市内を巡回し、球切れや破損などの点検を行います。

なお、点灯状況を確認するために、夜間に点検を行うこともあります。ご理解とご協力をお願いします。

期間 9月1日(土)～30日(日)
場所 市内全域

※この点検において、照明機器類の販売や電気工事などのあつせんを行うことは一切ありません。

問合せ 生活安全課交通係（内線2634）／各総合支所市民課（菖蒲・内線112／栗橋・内線217／鷺宮・内線132）

青毛堀用悪水路土地改良区 組合員の皆さんへ

9月30日(日)に青毛堀用悪水路土地改良区の総代総選挙が行われます。

この選挙は、任期満了によるもので、組合員の代表として今後4年間、土地改良区の総代会を組織し、事業計画等を決める仕事を担当する方を選出するものです。

●総代の定数

選挙区
・第6区（選挙区域：鷺宮地区）7人
・第7区（選挙区域：久喜地区）2人

●立候補の届け出

立候補できる方 25歳以上の組合員で成年被後見人や被保佐人でない方、禁錮以上の刑に処せられて執行中でない方
届け出期間 9月23日(日)・24日(月) 8時30分～17時
届け出方法 文書で、候補者となろうとする方が、選挙長へ届け出る。

届け出先 第6区、第7区ともに久喜市役所4階第6会議室

●投票できる方

選挙人名簿に登録されている組合員であれば投票できますが、選挙人が次の①・②の場合は、その権限を証する書面を提出する必要があります。

①未成年または成年被後見人の場合
あらかじめ選挙人名簿に投票を行うべき者と記載してある法定代理人または成年被後見人の方が投票できます。

②法人の場合

法人が指定する方が投票できます。

●投票日時

9月30日(日) 8時～15時
問合せ 市選挙管理委員会（内線2245～2247）／鷺宮総合支所総務管理課（内線315・316）

高齢者の人権 （認知症の方の人権）

私たちは誰でも、生まれながらにして「人が人として幸せに生きていくための権利」＝「人権」をもっています。

しかし、現実には「認知症」が原因で、高齢者の人権が踏みにじられる場合があります。

認知症は、脳や身体の疾患が原因で起こる病気で、記憶障がい、理解・判断力の障がい、見当識障がい、実行機能障がい、感情表現の変化などが現れます。これらの症状の出現により、認知症の方は不安になり、暴力的になる、怒鳴る、徘徊するなどの症状を起しやすくなります。

認知症による徘徊等では、介護者の身体的・精神的なストレスは大きく、また、本人の認知症による言動の混乱から、身体的虐待（暴力的な行為）、心理的虐待（怒鳴る、無視する）、介

護放棄（日常介護の拒否）など、さまざまな虐待行為に至ってしまう事例が現実にあります。

認知症は誰にとっても、身近なことであり、自分の問題として認識を持つことが大切です。そのためにも、認知症の方を家族や近所同士、そして地域で温かく見守り、偏見というところのバリアをなくし、認知症の方が安心して穏やかに暮らせるまちをつくっていきましょう。

市では、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者として、「認知症サポーター」を養成しています。

11月に養成講座を開催する予定です。皆さんもぜひ認知症サポーターとなつて、認知症の方を地域で支える輪を広げていきましょう。

問合せ 介護福祉課地域包括支援係（内線3271）／各総合支所福祉課（菖蒲・内線157／栗橋・内線234／鷺宮・内線170）